

清水町健康づくり応援事業実施要領

平成 28 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この事業は、町と民間企業等が連携し、町民のがん検診・特定健康診査等の受診に対する関心を喚起するとともに受診を促進し、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣改善等により、生活習慣病予防及び重症化予防につなげ、町民の健康管理及び健康づくりを図ることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 この事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請 登録申請書（様式第 1 号）を健幸づくり課に提出する。
- (2) 承認 健康づくり応援協力等基準を満たした協力企業等（以下「協力企業等」という。）に承認通知（様式第 2 号）を送付する。
- (3) 更新 協力企業等からの申出がない限り、承認内容は毎年自動更新するものとする。

(事業内容)

第 3 条 この事業の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町で作成した健（検）診普及・啓発ポスターの掲示
- (2) 協力企業等への来客者に対し、町が提供する健（検）診普及・啓発のチラシ等の配布
- (3) 協力企業等が発行する印刷物等に、町が作成する健（検）診普及・啓発記事等の掲載
- (4) 町から申し入れがあった場合、店頭等での街頭啓発活動への協力
- (5) 協力企業等で実施できる健（検）診普及・啓発活動

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は別途定めるものとする。